

第6章 軟弱地盤対策

6.1 軟弱地盤対策の基本的留意事項

軟弱地盤の分布が予想される箇所で、事前の調査ボーリング等の結果により軟弱地盤と判定された場合には、地盤の条件、土地利用計画、施工条件、環境条件等を踏まえて沈下計算及び安定計算を実施し、隣接地をも含めた造成上の問題点を総合的に勘案して必要な構造、規模等の対策工を検討するものとします。

6.2 地盤の液状化対策の基本的留意事項

事業区域内及びその周辺部において、地震時に液状化現象が生じると予想される箇所では、液状化現象による悪影響の防止・軽減するために、液状化に対する検討を行い、必要に応じて適切な対応を行うものとします。